

大和市広告掲載に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年6月28日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第35号

大和市広告掲載に関する規則の一部を改正する規則

大和市広告掲載に関する規則（平成20年大和市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「又は掲示（命名を含む。以下「掲載」と総称する。）をする」を「若しくは掲示（以下「掲載」という。）をし、又は施設等の愛称を決定する命名権（以下「ネーミングライツ」という。）を付与する」に改める。

第2条の見出しを「（広告媒体）」に改め、同条中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条に次の1項を加える。

2 ネーミングライツを付与する媒体は、市の公共施設、市が主催するイベントその他の市長が適当と認めるものとする。

第4条の見出し中「事業者」を「もの」に改め、同条各号列記以外の部分中「事業者」を「もの」に改め、同条第1号中「事業者」を「者」に改め、同条第5号中「事業者」を「もの」に改める。

第9条第1項中「受理した」を「受け付けた」に改め、同条第2項中「掲載を可とする」を「かつ、第3条及び第4条に規定する要件を満たす」に改める。

第10条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第21条を第22条とし、第20条を第21条とし、第19条の次に次の1条を加える。

（ネーミングライツ付与の手続等）

第20条 第3条（第5号を除く。）及び第4条の規定は、ネーミングライツを付与する場合について準用する。この場合において、第3条の見出し中「掲載」とあるのは「ネーミングライツに係る愛称」と、同条中「広告は、掲載しない」とあるのは「愛称は、採用しない」と、同条第10号中「広告として掲載する」とあるのは「愛称として採用する」と、第4条（見出しを含む。）中「掲載しない」とあるのは「ネーミングライツを付与しない」と、「の広告」とあるのは「に対して」と、同条第5号中「広告として掲載する」とあるのは「ネーミングライツを付与する」と、それぞれ読み替えるものとする。

2 前項に定めるもののほか、ネーミングライツを付与する場合の手続、条件、対価等については、別に定める。

別表中「第20条」を「第21条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。